

ノバルティスファーマ社の元社員が高血圧症治療薬臨床試験論文に大阪市立大学の肩書きで参加していた件について

大阪市立大学

### 1. 調査委員会の設置

本年3月下旬に京都府立医大が実施した製薬会社ノバルティスファーマ社の高血圧症治療薬バルサルタン(ディオバン)の効果を調べた臨床研究の論文について、ノバルティスファーマ社の元社員が社員の身分を明示せず非常勤講師(無給)としての大阪市立大学の肩書きを使用していたことがマスコミ報道で表面化し、その後、マスコミ各社がこの問題を取り上げ、報道するたびに「大阪市立大学」の名前が出てきており、本学としても事実関係を調査する必要があると考え、5月23日に医学研究科内に調査委員会を設置したところである。

調査委員会は主に本学の肩書きが使用された事実関係や本学に非常勤講師として委嘱された経緯などについて調査することとした。

### 2. 調査の進捗状況

調査委員会では、事実経過の調査のため、学内外の文書や資料の収集を行うとともに、元社員が所属していた産業医学教室のヒアリング及びノバルティスファーマのヒアリングを行った。また、元社員がどのような経緯で大阪市立大学の研究者として論文中に記載されることに至ったかを明らかにする目的でバルサルタンを用いた11臨床研究論文のそれぞれの **corresponding author** に対し質問書を送付して見解を求めた。なお、事実経過の確認のためには、元社員のヒアリングは必須であると考え、本人に連絡を取ったが、本人からの応答がなかった。調査結果をまとめるにあたり本人のヒアリングについては断念していたところであるが、7月下旬にノバルティスファーマ社を通じて本人がヒアリングに応じる用意があるとの連絡があり、8月初旬にヒアリングを行ったところである。調査委員会としては8月中旬ごろをめどに調査結果をまとめる予定である。

### 3. 今後の対応

調査委員会の調査結果を踏まえ、大学としての対応を決定するとともに、非常勤講師の委嘱のあり方についても見直しを図る予定である。

#### 4. ノバルティスファーマ社元社員への委嘱の状況

##### (1) 身分

非常勤講師(無給)

##### (2) 委嘱期間

平成 14 年 4 月～平成 25 年 3 月(1 年更新)

##### (3) 講義等の実績

平成 18 年度医学研究セミナー講義 1 回

その他院生に対してゼミ等で数回指導

##### (4) 委嘱の経緯

元社員の説明では、以前から親交のあった本学の教員を通じて産業医学教室の教員を紹介され、元社員が統計分析に造詣が深いということで、非常勤講師の委嘱を要請されたとのことである。